

『喫煙・裸火使用・危険物品持込みの承認審査基準』

1 目的

この基準は、徳島市火災予防条例（昭和37年4月1日徳島市条例第15号）第23条において、消防局長が「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所」として指定する場所（平成27年3月30日付け徳島市消防局告示第1号）における喫煙・裸火使用・危険物品持込み行為の解除に関する必要な事項を定めるもの。

当基準における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 指定場所：消防局長が「喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に火災予防上危険な物品を持ち込んで서는ならない場所」として指定する場所(平成27年3月30日徳島市消防局告示第1号)
- (2) 禁止行為：指定場所において、喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は当該場所に危険物品を持込む行為
- (3) 解除単位：この基準を適用する場所の範囲をいう。
- (4) 防火区画：建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同令第112条第1項に規定する特定防火設備である防火戸（常時閉鎖式又は感知器連動のものに限る。）で区画され、かつ、同条第15項及び第16項で定める措置が講じられているものをいう。
- (5) 不燃区画：不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造った壁、柱、床及び天井（天井のない場合は、はり及び屋根）又は防火戸（建築基準法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。以下同じ。）で区画され、かつ、区画を貫通する風道には防火ダンパーが設けられているものをいう。
- (6) 階段等：階段等 階段室、避難器具設置場所又は避難の用に供する渡り廊下をいう。
- (7) 出入口：公共の用に供する道路又は広場に面する出入口をいう。

2 指定場所

徳島市消防局告示第1号（平成27年3月30日）による。

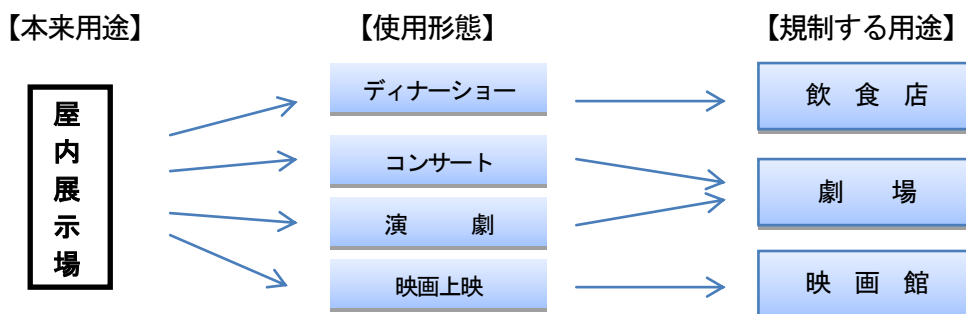
3 指定場所の規制

(1) 指定場所の用途の取扱い

ア 指定場所を本来用途以外に使用する場合は、次によること。

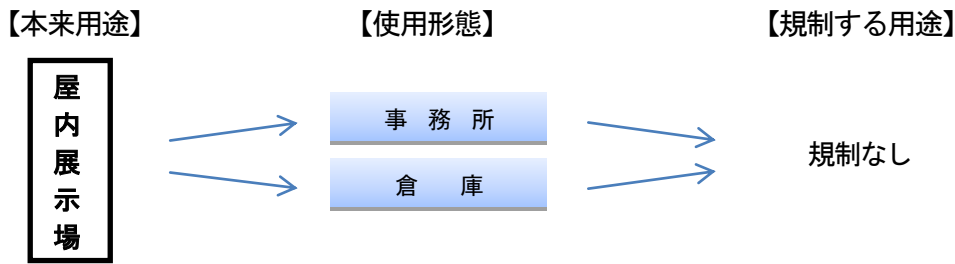
(ア) 本来用途以外の指定場所に該当する用途に使用する場合は、当該用途で規制する。

(例)

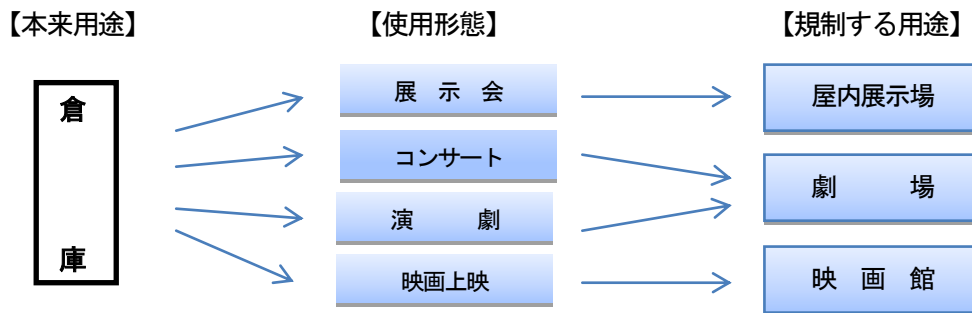


(イ) 指定場所以外の用途に使用する場合は、規制を適用しない。

(例)



(ウ) 指定場所以外の場所を一時的に指定場所に該当する場所に
(例)

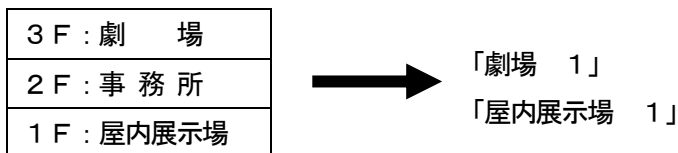


4 指定場所のとりえ方

次に掲げる防火対象物又はその部分は、別の防火対象物又はその部分として指定場所の規定を適用する。

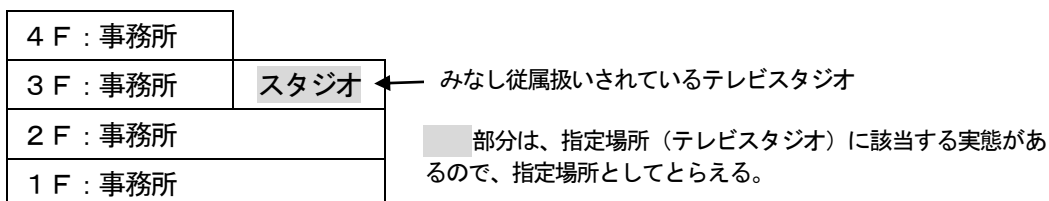
(1) 一の防火対象物内に複数の用途が存する場合は、用途ごとにとらえる。

(例)



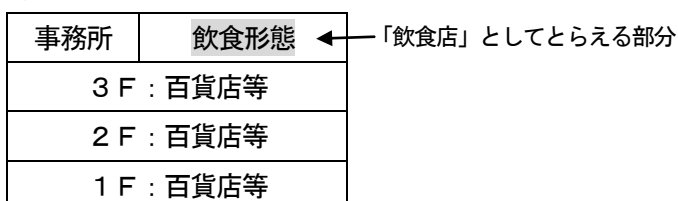
(2) 消防法施行令（以下「令」という。）別表第1の項の判定上、みなし従属扱いされている部分に指定場所に該当する実態が存する場合は、指定場所としてとらえる。

(例)



(3) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「百貨店等」という。）と同一の防火対象物内に存する飲食の用に供する部分は、「飲食店」としてとらえる。ただし、腰高のパーテーション等で売場部分と仕切られている場合に限る。

(例1)



(例2)

平 面	百貨店	銀行
	飲食店A [90 m ²]	飲食店B [240 m ²]

■部分は、指定場所（百貨店）としてとらえる。

□部分は、指定場所（飲食店）としてとらえる。

[] : 公衆の出入りする部分の床面積

(4) 指定場所の床面積の算定方法は、次によること。

ア 百貨店等

一の防火対象物内に複数の百貨店等が存する場合は、当該用途部分の床面積を合算する。

(例1)

3 F : 物品販売店舗 (A店)
2 F : 物品販売店舗 (B店)
1 F : 銀行

A店とB店の床面積を合算すること。
(合算した床面積が1,000 m²以上の場合に、指定場所となる。)

(例2)

4 F : 百貨店
3 F : 百貨店
2 F : 百貨店
1 F : 百貨店 1 F : 事務所

みなし従属扱いされている部分は指定場所ではないので、当該部分の床面積は算定しない。
(百貨店 ■部分)の床面積が1,000 m²以上の場合に、指定場所となる。)

← みなし従属扱いされている部分

イ キャバレー等又は飲食店

一の防火対象物内に複数の構えのキャバレー又は飲食店が存する場合は、当該用途の一の構え（各飲食店等）ごとに公衆の出入りする部分の床面積を算定する。

(例)

平 面	飲食店A [90 m ²]	飲食店B [150 m ²]
	飲食店C [210 m ²]	

一の構えごとに公衆の出入りする部分の床面積を算定すること。
(BとCは、それぞれの床面積が、100 m²以上なので、指定場所となる。)

[] : 公衆の出入りする部分の床面積

(5) その他

次に掲げる場合は、それぞれ別の指定場所とみなして取り扱うものとする。

ア 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第8条の規定が適用される場合

イ 昭和50年3月5日付消防安第26号「消防用設備等の設置単位について」に基づき、別棟扱いされている場合

5 指定場所の範囲

(1) 劇場等（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場）

ア 「舞台」は、舞台部、奈落及び袖部分のほか、これらに接続した大道具室、小道具室が含まれる。

また、楽屋、出演者の控室等についても、上記部分と次のいずれかの区画がなされ、かつ、その開口部に防火設備が設けられている場合を除き、舞台に含むものとして規制される。

(ア) 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造とした隔壁

(イ) 建基令第1条第5号に規定する準不燃材料で造られた隔壁

イ 「客席」は、いす席、座り席、立席等の客席の部分及び客席内の通路部分とする。

ウ 「公衆の出入りする部分」は、アの「舞台」及びイの「客席」以外の部分で、ホワイエ、ロビー、廊下、通路、階段等の公衆が利用する部分とする。

(2) 飲食店等（キャバレー等又は飲食店）

ア 「舞台」の範囲は、(1)アの舞台と同様であるが、興行を行わず客のカラオケ専用につけられている舞台などは、これにあたらない。

イ 「公衆の出入りする部分」は、客席、通路、階段、ホール等の公衆が利用する部分とする。

(3) 百貨店等の売場及び通常顧客の出入りする部分

ア 「売場」は、次の(ア)から(オ)の部分とする。

(ア) 物品陳列販売部分及びその間の通路

(イ) 食料品の加工場及び各種物品の加工修理コーナー（以下「加工場等」という。）

ただし、加工場等が売場又はイの通常顧客が出入りする部分（以下「売場等」という。）に直接面する開口部を有しないものを除く。（売場等に隣接して存する場合にあっては、加工場等の全体が不燃区画されているものに限る。）

(ウ) ストック場

ただし、ストック場が売場等に直接面する開口部を有しないものを除く。（売場等に隣接して存する場合にあっては、ストック場全体が不燃区画されているものに限る。）

(エ) 写真の現像、洋服等の仕立、クリーニング等の各種承り所

(オ) 手荷物一時預り所、買物品発送所、買物相談所、店内案内所、託児所、現金自動支払機室等のサービス施設

イ 「通常顧客の出入りする部分」は、次の(ア)から(エ)の部分である。

(ア) 物産展、展覧会等を行う催事場

(イ) 顧客が利用する屋上等の直接外気に開放された部分

(ウ) 売場等に隣接し、かつ、利用形態が一体をなしている美容室、理容室、写真室、貸衣装室、生活教室等の兼営事業部分

ただし、売場等と不燃区画されたものは除く。

(エ) (ア)から(ウ)のほか、階段、エスカレーター、エレベーター、休憩所等の顧客の利用の用に供する部分

(4) 屋内展示場

屋内展示場は、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進を行う場所をいい、特定の企業等の施設でその企業の製品のみを展示するショールーム、PRセンター等はこれにあたらない。

「公衆の出入りする部分」は、次のアとイの部分である。

ア 展示ブース等の展示を行う部分

イ 階段、廊下、通路、エレベーター、エスカレーター、ロビー等の公衆の利用に供する部分

(5) 旅館、ホテル及び宿泊所

「催物の行われる部分」は、不特定多数の者を対象に物品販売若しくは演劇、映画、演芸、音楽、舞踏その他の見せ物又は各種展示、展覧が行われる催物室、宴会場、広間等の部分とする。（当該催物が行われる場合に限る。）

(6) 映画スタジオ、テレビスタジオ

「撮影用セットを設ける部分」は、次の部分とする。

ア スタジオ内のセットを設ける部分

- イ 前アと同一室内にあるスタジオに附属して使用される部分（不燃区画されている部分）
- (7) 自動車車庫又は屋内駐車場
駐車のために供する部分（駐車スペースとそれに面する通路の部分である。）
- (8) 重要文化財等
 - ア 「内部」は、重要文化財等として指定されている部分とし、建造物の壁体、内装又は居室の一部のみが指定されている場合にあっては、指定された部分に限る。
なお、重要文化財等として指定されている部分に個人の住居又は銀行、美術館、研修所及び神社の事務所等事務のために供する部分がある場合にあっては、当該部分は除く。
 - イ 「周囲」は、建造物の外周部3m以内の範囲とし、当該建造物に軒又はひさしがある場合にあっては、これらの水平投影面積に3mを加えた範囲とする。
なお、建造物の内装又は居室の一部のみが指定されている場合についても、同様である。
- (9) 車両の停車場又は船舶の発着場
旅客の乗降又は待合のために供する建築物の旅客が利用する部分とする。

6 禁止行為の範囲

- (1) 喫煙
マッチ、ライター等で点火し喫煙する一連の行為とする。
- (2) 裸火の使用
 - ア 瞬間的な火炎以外の裸火
通常、炎若しくは火花を発するもの、又は赤熱した発熱部が目視される状態、若しくは外部に露出した状態で使用するもの、若しくは発熱部を外部に露出し、可燃物が触れた場合、瞬時に着火するおそれのある状態で使用するものをいう。ただし、火気を使用する設備又は器具のうち、ヘアードライヤー等発熱部が燃焼室風道若しくは庫内に面しているもの又は屋内空気と隔離された燃焼室内で、屋外から取り入れられた空気により燃焼し、屋外に燃焼排ガス等を直接排出する性能を有する密閉式燃焼設備機器で、かつ、一般財団法人日本ガス機器検査協会等公的検査機関の検査を受けているものにあつては、裸火に該当しないものとして取り扱うものとする。
 - イ 瞬間的な火炎による裸火
裸火のうち、気体燃料又は液体燃料を熱源とする機器を用いて発生させたもので、かつ、発生から消滅までに要する時間がおおむね1秒以内であるものをいう。
- (3) 危険物品の持込み
次に掲げる危険物品を持ち込む行為をいう。
 - ア 消防法（昭和23年法律第186号）（以下「消防法」という。）別表に掲げる危険物
 - ☞ 危険物の「指定数量」は、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第3に定める数量
 - イ 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1号に定める可燃性ガス
 - ウ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条第1項及び第2項に定める火薬等
 - エ 徳島市火災予防条例（昭和37年条例第15号。以下「条例」という。）別表第8に掲げる可燃性固体類及び可燃性液体類
ただし、次の(ア)及び(イ)の行為は危険物品の持込み行為に該当しないものとする。
- (ア) 百貨店等の売場において、次に掲げる商品を恒常的に陳列・販売する行為（花火・クリスマス用ク

ラッカー等季節商品、販売行為の一環としてとらえる試供品、サンプルを含む。）

- a 危険物に該当する製品（一の解除単位当たりの数量が、指定数量の10分の1未満）
 - b 可燃性固体類及び可燃性液体類に該当する製品（一の解除単位当たりの数量が、条列別表第8に定める数量の10分の1未満）
 - c 危険物、可燃性固体類、可燃性液体類又は可燃性ガスを含有するエアゾール製品
 - d がん具用煙火で、「SFマーク（（公社）日本煙火協会が実施する「基準検査」と「安全検査」に適合する旨の表示）」の付されているもの（一の解除単位当たりの総薬量が5kg未満に限る。）
- (イ) 屋内展示場において次に掲げるものを展示する場合
- a 燃料等が密閉状態で内蔵されている車両
 - b 潤滑油等の内蔵油が密閉状態で内蔵されている工作機械等の機器
- (ロ) 動植物油を調理に使用する行為（百貨店等は除く。）
- (ハ) 日常の清掃用にクリーナー等の危険物品を使用する行為
- (ニ) キャバレー等又は飲食店で従業員の監視のもとにキャンドル（可燃性固体類に限る。）、料理用固形燃料を使用する行為
- (ホ) ライター・マッチ等で、通常携帯する少量のものは「危険物品の持込み」に該当しないものとする。

7 解除の承認

消防局長は、解除の承認の申請があった場合において、当該申請に係る禁止行為が、この基準に適合するものであるときは、承認をするものとし、必要に応じて現地調査を実施する。

なお、解除の承認の申請は、別記様式に審査に必要な書類等を添付することとする。

8 指定場所ごとの解除承認及び解除の基準

(1) 指定場所ごとの解除承認

別表第1「許可区分表」のとおり。

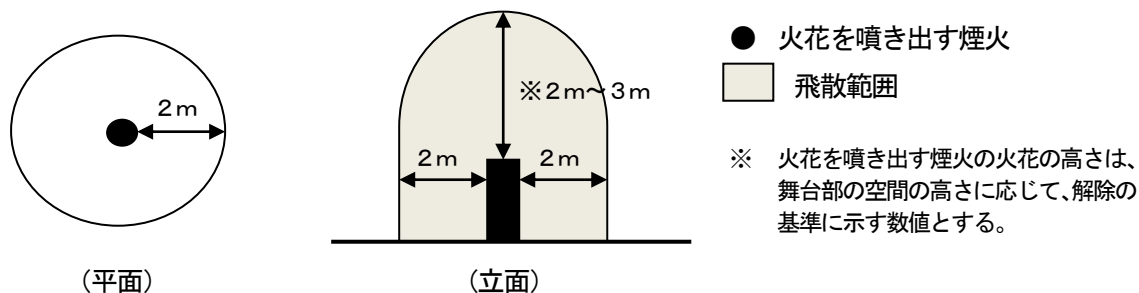
(2) 解除の基準

別表第2「審査基準表」のとおり。

(3) 解除の基準を適用する上での留意事項

ア 煙霧発生機器等の舞台効果に用いる機器を屋内で使用する場合、引火点40度未満の発煙剤は解除承認できない。

イ 火花を噴き出す煙火の飛散範囲は、次による。



ウ 「高圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス」

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第3条第1項第8号を受けた高圧ガス保安法施行令(平成9年2月19日政令第20号)第2条第3項第8号に基づく、「昭和40年通産省告示第557号(高

圧ガス保安法の適用を除外される液化ガス)」をいい、その例としては簡易ガスライター、ライター用充てんボンベ、コンロ用カートリッジボンベ等が該当する。

エ 裸火の使用が危険物品の持ち込みを伴う場合は、「裸火の使用」・「危険物品の持ち込み」の両方の審査基準を適用する。

(4) 解除単位について

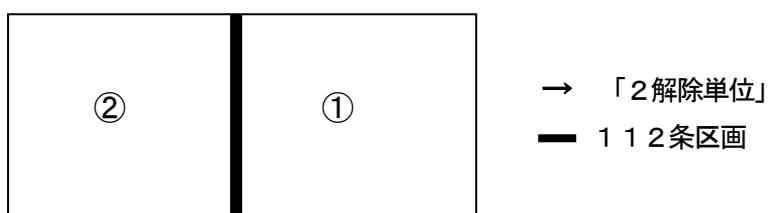
解除単位は、解除承認に係る解除の基準を適用する場所の範囲であり、次によること。

ア 原則として、指定場所ごとを一の解除単位とする。

イ 次に掲げる場合は、その部分を一の解除単位とする。

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第112条第1項本文の規定に基づき区画された部分

(例)



9 解除の取消し基準

消防局長は、次に掲げる場合、解除を取り消すものとする。

- (1) 解除の基準を遵守しない場合
- (2) 解除された行為を行っている場所から火災を発生させた場合

10 許可の期間

解除承認は、当該行為に必要な期間を解除承認期間として行うとともに、次に掲げる恒常的な行為に係る解除承認にあつては、期間を定めず行うものとし、当該解除承認に係る承認内容の順守状況等については、立入検査時等に確認を行うものとする。

- (1) 恒常的に火気使用設備器具を用いる行為
- (2) 恒常的に危険物品の持ち込みを行う行為

11 喫煙所の設置

条例第23条第4項及び第5項による喫煙所の設置は、許可単位ごとに、次のとおりとする。

- (1) 階段室内、エスカレーターの防火区画内、避難口の付近、避難器具設置場所の直近、又は廊下若しくは通路等の通行の用に供する部分には設けないこと。ただし、所轄消防署長が火災予防上及び避難上支障がないと認められるものにあつては、避難器具設置場所の直近又は特別避難階段室内を除き、この限りでない。
- (2) 危険物品その他易燃性の可燃物を取り扱い、又は展示する場所付近には設けないこと。
- (3) 喫煙所には、吸い殻容器、椅子等喫煙に必要と認められるもの以外のものは存置しないこと。

以上